

その心を苦しめている根本的な原因から、解決の方策が見つかったり、うつ症状の人を医療機関に繋げ、治療が効を奏し、死にたい気持ちが消えてしまったりといったことにより、自殺の回避に繋がることと思います。ここにお互いの関係機関が連携し、必要な機関に繋げていく意味があると思います。

国においては、自殺対策関係省庁連絡会議を設置し、各省庁毎の自殺対策を示したものが、平成17年12月26日付け「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」であり、また、平成18年3月31日付けで、各都道府県知事及び指定都市市長あて「自殺予防に向けての総合的な対策の推進について」を示し、自殺対策連絡協議会の設置等についての通知が発せられたところであります。本市におきましては、指定都市ではありませんが、この自殺対策の必要性について認識し、前記協議会の設置を決断し、各省庁から示された対策を基に横須賀市内における該当する機関と、市における相談業務等を実施している部署の中からこの自殺対策をより一層有効に展開するため、連携を期待できる部署とにより協議会メンバーを構成しました。

「自殺の多くは防ぐことができる」という世界保健機関（WHO）のメッセージを踏まえ、自殺対策の必要性を認識し、横須賀市自殺対策連絡協議会において必要な対策を検討していきます。